

熊本市食の安全安心・食育推進会議傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き等

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載し、傍聴券の交付を受けなければならない。
- (2) 前項の傍聴券は、10人に限り交付する。受付は先着順で行い、定員になり次第終了する。

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守るものとする。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 静粛を旨とし、放歌、談笑、私語その他の騒がしい行為をしないこと。
- (3) みだりに自席を離れ、又は所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 会場においては、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場においては、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) その他この会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の運営

- (1) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる案件及び委員の発議により全会一致で公開が不適当と議決された案件については、これを非公開とすることができる。
- (2) 前項に規定する案件に該当する場合、座長は、会議の冒頭において非公開にする理由を明らかにするものとする。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、座長の指示に従わなければならない。
- (2) 座長は、傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることができる。
- (3) 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたとき又は会議が非公開とされたときは、直ちに退場しなければならない。

5 その他

傍聴者は、本会議に関して意見等がある場合は、その意見等及び氏名等について、会場に備え付けの用紙に記入し、会議終了後に本会議に提出することができる。

なお、意見等の提出については、本会議終了後、事務局（熊本市健康づくり推進室）に直接又は郵送により行い、事務局は提出された意見等を本会議に報告する。

6 附則

この要領は、平成20年9月8日から施行する。